

板橋区障がい児療育訓練事業補助金交付要綱

(平成 15 年 3 月 31 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、障がい児療育訓練事業の一環として保育所等訪問支援（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援に相当する支援をいう。）及び相談支援（児童と関わる通園施設職員や家族に対し、療育に関する相談支援を行うことをいう。）を実施する法人に対し、区がその事業に要する経費の一部を補助することにより事業の円滑な運営を図るとともに、障がい又は発達の遅れや偏りのある児童に対し、それぞれの発達レベルに合った集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、地域の中で豊かな生活が送れるよう地域と一体となって障がい児の発達の支援と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象事業所)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる事業所（以下「事業所」という。）は、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行う事業所のうち、次に掲げる要件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 保育所等訪問支援及び相談支援について、各月 1 回以上実施する事業所であること。
- (2) 保育所等訪問支援の実施については、児童福祉法第 21 条の 5 の 18 第 3 項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に準ずるものであること。
- (3) 区長が補助金の交付を必要と認めた事業所であること。
- (4) 次に掲げる法人が運営する事業所であること。
 - ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - イ 日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）により設立された日本赤十字社
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章の規定により設立された一般社団法人（公益社団法人を含む。）及び一般財団法人（公益財団法人を含む。）
 - オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人
 - カ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人
 - キ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人

(暴力団等の排除)

第 2 条の 2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 条。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴

力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものがあるもの。

（補助金対象経費及び基準額）

第3条 この補助金の対象となる経費及び基準額は、別表に定めるとおりとする。ただし、児童発達支援センターに対しては、事業運営費を支給しないものとする。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

（申請の手続き）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、区長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 区長は、前条の規定に基づき申請のあったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定して、交付することに決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（事情変更による交付決定の取消等）

第7条 この補助金の交付の決定を受けた場合において、区長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

（承認事項）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

（事故報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

（補助事業の遂行命令等）

第10条 補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査若しくは報告又は事業所の実地調査等により、当該補助事業が補助金の交付の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めら

れるときは、これらに従って補助事業の履行を命じることができる。

(実施状況報告)

第 11 条 区長は、補助事業者に対し事業の実施状況又は経理状況等について、必要に応じて報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係わる会計年度が終了したとき、又は補助事業を中止若しくは廃止したときは、当該事由の生じた日から 20 日以内に事業実績報告書（別記第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 13 条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者が、補助金の交付の決定を受けたときは、請求書（別記第 5 号様式）により速やかに補助金の請求をしなければならない。

(決定の取消)

第 15 条 区長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 事業の実施内容に不備があると認められたとき。
- (5) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用する。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、第 13 条の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、第 4 号様式により期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

補助金の交付を取り消した場合もまた同様とする。

(帳簿等の整理保管)

第 17 条 補助事業者は、この補助金の整理については、次の帳簿を整備しておかなければならない。

(1) 利用者への支援に関する帳簿

- ア 利用者名簿
- イ 支援（事業）日誌

(2) 管理・会計に関する帳簿

- ア 事業計画書
- イ 設備及び備品関係台帳
- ウ 職員名簿
- エ 出勤簿
- オ 給与支給台帳
- カ 予算書及び決算書
- キ 収支計算書及び貸借対照表
- ク 総勘定元帳及び補勘定元帳
- ケ 現金出納簿
- コ 証票書類
- サ 支出に係る領収書

(3) その他、必要な帳簿類等

- 2 補助事業者は、前項の規定により作成された関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行については、板橋区補助金等交付規則（昭和42年区規則第3号）に定めるところによるほか、必要な事項については、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（補助事業の基準額及び対象経費一覧）

基 準 額 (年 額)		対 象 経 費
常勤専門支援員を配置している場合	6, 1 8 1, 0 0 0 円	事業を運営するために必要な給料、職員手当、共済費、報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び指導用材料費）、役務費（通信運搬費及びその他の役務費）使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、その他区長が必要と認める経費
非常勤支援員を配置している場合	3, 2 4 5, 0 0 0 円	
事業運営費	2, 4 0 0, 0 0 0 円	

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者職・氏名

年度 板橋区障がい児療育訓練事業
補助金の交付について（申請）

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 算出基礎

区補助基準額	対象経費予定支出額	選 定 額
円	円	円

3 補助事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 収支予算書 別紙1

5 事業計画書 別紙2

6 添付書類

(1) 定款

(2) 個人情報の取扱基準

(3) 事業概要（事業の内容が明記されている資料）

年度 事業計画書

事業名			
施設名称			
施設所在地			
予算額	前年度予算額	増減	
事業内容説明・経費内訳等			

所在地
法人名
代表者職・氏名 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい児療育訓練事業
補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

- 1 交付額 金 円
- 2 補助対象経費 別表のとおり
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、交付申請書記載の事業以外に使用しないこと。
 - (2) 年度終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。
 - (3) 板橋区障がい児療育訓練事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 4 申請の取り下げ
この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者職・氏名

度 板橋区障がい児療育訓練事業
補助金の実績報告の提出について（報告）

年 月 日付け 板 第 号により交付決定を受けた、 年度板橋
区障がい児療育訓練事業補助金に係る実績報告について、関係書類を添えて報告
します。

記

1 事業実績（決算状況）

区補助金額	対象経費実支出額	区補助金返還金額
円	円	円

2 提出書類

- (1) 収支決算書 別紙1
- (2) 事業報告書 別紙2

年度 事業報告書

事業名			
施設名称			
施設所在地			
予算額	決算額	差額	
円	円	円	
事業内容及び実績説明・経費内訳等			

所在地
法人名
代表者職・氏名

補助金確定通知書

年 月 日付け 板 第 号により交付決定した、 年度板橋区障がい
児療育訓練事業補助金については、下記のとおり確定する。

年 月 日

板橋区長

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還金がある場合

板橋区障がい児療育訓練事業補助金交付要綱第16条に基づき、年 月 日ま
でに返還するよう命じる。

(1) 補助金確定額 円

(2) 既交付済額 円

(3) 返還額 円

注：この通知は、先に提出された 年度補助金に係る事業実績報告書について、補助
事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認め
られたので通知するものである。

請 求 書

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度 板橋区障がい児療育訓練事業補助金（ 期）
として上記金額を請求いたします。

年 月 日

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

(宛先) 板 橋 区 長